

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、困窮する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食事等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

支給額	ひとり親世帯対象者	その他の世帯対象者
児童一人当たり 50,000円	<p>[A]令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方 (申請不要)</p> <p>[見込み] 488世帯(対象児童:720人) [実績] 463世帯(対象児童:679人) ※4月23日に462世帯に対し支給済み [支払額] 33,950,000円(11/15現在)</p>	<p>[1]令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方(申請不要)</p> <p>[2]対象となる児童(令和4年3月末時点で18歳までの児童、もしくは障がいのある20歳未満の児童)の養育者であり、以下のいずれかに該当する方 ※令和3年4月以降から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度分の住民税均等割が非課税である方</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方</li> </ul> <p>[見込み] 245世帯(対象児童:456人) [実績] 206世帯(対象児童:382人) [支払額] 19,100,000円(11/15現在)</p>
	<p>[B]公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方</p> <p>[見込み] 32世帯(対象児童:47人) [実績] 13世帯(対象児童:19人) [支払額] 950,000円(11/15現在)</p>	
	<p>[C]新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>[見込み] 49世帯(対象児童:76人) [実績] 27世帯(対象児童:45人) [支払額] 2,250,000円(11/15現在)</p>	

令和3年度12月補正予算 主要事業等の概要

新型コロナウイルス生活対策

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

子育て支援課

【予算計上科目：3款 2項 1目中  
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費】

事業の内容

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。

【概要】

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 1 事業年度                        | 令和3年度     |
| 2 事業費                         | 431,000千円 |
| 3 事業内容                        |           |
| (1) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業        | 431,000千円 |
| 4 財源内訳                        |           |
| 国（子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 10/10） | 427,000千円 |
| 国（子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 10/10） | 4,000千円   |

【予算額】

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1 現計予算額                  | 12,300千円  |
| 2 12月補正予算額（第10号）         | 431,000千円 |
| 3 12月補正予算額（第11号）         | 11,550千円  |
| ※子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の増額補正 |           |
| 4 補正後の予算額                | 454,850千円 |

事業イメージ

令和2年度【6月補正】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯（0歳から中学生までの児童がいる世帯）に対し臨時特別給付金の支給を実施した。  
・R2.6.10 子育て世帯臨時特別給付金の支給（国10/10）



令和3年度【5月補正】【12月補正（第11号）】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、困窮している子育て世帯に生活支援特別給付金を支給する。  
※令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けるものであって令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものなど  
・R3.6.18 子育て世帯生活支援特別給付金の支給（国10/10）



令和3年度【12月補正（第10号）】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、18歳以下の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。  
[11月19日閣議決定予定「18歳以下に10万円相当の給付」の一部]

1 支給対象者

- (1) 令和3年9月の児童手当受給者
- (2) 高校生（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの）
- (3) 基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童（支給対象：約4,908世帯 対象児童：約8,540人）

2 基準日 令和3年9月30日

3 給付額

児童一人当たり一律5万円

4 支給開始日（予定）国の方針に従い年内に支給